

2022年2月17日

各 位

会社名 AI CROSS 株式会社
代表者名 代表取締役社長 原田 典子
(コード：4476 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 菅野 智也
(TEL. 050-1745-3021)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の記載の変更

変更案第2条は、当社事業の現状に即し、事業目的の記載を変更するものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めると共に、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ② 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)

現行定款	変更案
<p>第2条 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(11) (条文省略)</p> <p>(12) (条文省略)</p>	<p>第2条 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p>(11) <u>子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理事業</u></p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) (現行どおり)</p>
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行どおり)
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</u></p>
第15条～第40条 (条文省略)	第15条～第40条 (現行どおり)
<p>付則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p>	<p>付則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p>
	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>置)</p> <p><u>第3条</u> <u>変更前定款第14条の削除および変更後定款第14条の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6月を経過した日または前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2022年3月25日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年3月25日（予定）

以上